

新潟県立三条高等学校修学旅行事業委託プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 業務名

新潟県立三条高等学校修学旅行事業委託

(2) 事業の目的

- ① ウチナー（沖縄）の、ヤマト（鹿児島以北）とは異なる歴史を学び、基底で相通ずる文化への理解を深めるとともに、美しい自然環境と海の豊かさに触れ、環境保全について考える。（SDGsの視点）
- ② アジア・太平洋戦争における激しい地上戦の跡をたどるとともに、沖縄の現状を理解し、平和について考える。（平和学習）
- ③ 旅先の人々とのふれあいや、仲間との相互理解、そして団体行動を通じて、社会を築き未来を切り開く市民の一員としての自覚を深める。（WWLフィールドワーク）

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年12月7日まで

(4) 参加人数（予定）

249名（生徒240名、引率教員9名）

(5) 業務内容

別紙「新潟県立三条高等学校令和6年度入学生修学旅行事業委託仕様書」のとおり

(6) 見積限度額

一人当たり12万円（事前指導・事後指導、保険料、消費税・地方消費税を含む）

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (2) 新潟県内に本社または支社（営業所または事務所を含む）を置く者であること
- (3) 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (4) 過去5年以内（平成31年4月1日から令和5年3月31日まで）に、新潟県内の高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行（修学旅行を含む）の受託実績があること
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと

- (7) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

3 説明会

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、下記のとおり説明会を実施する。

- (1) 日 時：令和6年1月19日（金） 16時00分～16時45分
- (2) 会 場：三条高等学校 会議室

※説明会参加を希望する場合は、1月18日（木）12時までに団体名、参加者名、連絡先電話、FAX、メールアドレスをファックスまたは電子メールにて連絡願います。

（様式任意）

4 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類 各1部

- (ア) 別紙様式1 プロポーザル「参加申込書」
- (イ) 別紙様式2 「会社概要」
- (ウ) 別紙様式3 「業務実績一覧表」

イ 申込み期限：令和6年1月22日（月） 15時（必着）

ウ 申込み先：問合せ先に同じ

エ 方 法：持参、郵送、ファックスまたは電子メール

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、1月23日（火）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

5 募集要領の内容についての質問受付及び回答

(1) 質問受付

ア 期 限：令和6年1月23日（金） 15時

イ 受付場所：問合せ先に同じ

ウ 方 法：持参、郵送、ファックスまたは電子メール（様式任意）

(2) 回答

ア 期 日：令和6年1月25日（木）

イ 回答先：上記4により申込のあった全参加者

6 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書 10部（下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。）

(ア) 基本的な考え方

- ① 修学旅行に対する基本的な考え方や方針

(イ) 実施体制

- ① 現地旅行会社（協力会社）及びコーディネーターの体制
- ② 添乗員の実績及び体制

(ウ) 行程

- ① 交通手段
- ② 宿泊施設の概要、安全性

(エ) 事前・事後研修、現地研修

- ① 研修の内容やねらい、効果
- ② 研修の実施方法や創意工夫点、特色等

(オ) 安全管理

- ① 感染症対策および研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応
- ② 保険の内容

イ 見積書 10部

交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印すること
（様式任意）

(2) 提出期限

ア 期限：令和6年2月5日（月）15時（必着）

イ 提出先：問合せ先に同じ

ウ 方法：持参または郵送

(3) 留意事項

ア 参加者は1つの提案しかできないこと

イ 提出期限以降の企画提案書の差し替えまたは再提出は認めないこと

7 ヒアリングの実施

令和6年2月9日（金）15時から

（提案者には具体的な時間を通知する）

1社あたり15分以内

8 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
受託業務に対する考え方	①事業目的を適切に理解しているか。 ②受託業務に対する考え方や方針は明確となっているか。	10
行程	①スムーズで無理のない行程であるか。 ②負担の少ない交通手段が確保されているか。 ③宿泊施設の安全性は確保されているか。	15
事前・事後研修	①研修内容は具体的であるか。 ②研修のねらいが明確で、現地研修につながる内容となっているか。 ③創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。	15
現地研修	①研修内容は具体的であるか。 ②研修のねらいが明確で、事業目的を達成できるものとなっているか。 ③研修内容に偏りがなく、多様な経験をできるものとなっているか。 ④添乗員、現地コーディネーター、現地旅行会社の体制は十分であるか。 ⑤創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。	25
安全	①緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか。 ②保険の内容は十分なものとなっているか。	10
費用	①研修のねらいを達成するための適正な価格となっているか。	5
計		80

※配点は審査委員1名当たり

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書により通知する。（別紙様式4）

10 日程

・説明会	1月19日（金）	16時～
・参加申込	1月22日（月）	
・参加資格の審査・確認結果通知	1月23日（火）	
・質問の受付	1月23日（火）	
・質問に対する回答	1月25日（木）	
・企画提案書の提出	2月5日（月）	
・ヒアリング実施	2月9日（金）	15時～
・審査結果通知	2月15日（木）	

11 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 問合せ先

〒955-0803

三条市月岡1丁目2番1号

新潟県立三条高等学校 担当：佐藤総恵

電話番号：0256-35-5500(代)

FAX : 0256-35-5735

E-Mail : sato.fusae@nein.ed.jp

13 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること
- (6) 失格事項
 - 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の一部または全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に提案書を提出した者
 - エ 本要領中1(6)の見積限度額を超えた見積額を提案した者